

北九州市農業委員会
第12回西部部会会議
(令和3年度10月部会会議)

議 事 録

令和3年10月8日(金)

北九州市農業委員会
第12回西部部会会議（令和3年度10月部会会議） 議事録

1 日 時 令和3年10月8日（金）午後2時25分～午後2時40分

2 場 所 八幡西区役所折尾出張所 2階 会議室

3. 出席委員及び欠席委員

・出席委員 18名

農業委員 6名

本 田 春 夫 大 庭 喜 重 田 中 義 一 久 野 善 隆
久保田 晴 彦 木 原 幹 雄

農地利用最適化推進委員 12名

福 田 甚 裕 梅 崎 正 和 千々和 義 孝 浦 邊 愛 二
小 水 利 明 松 浦 正 伸 大 場 利 美 平 川 孝 男
善 明 勝 之 大 庭 研 次 栗 山 重 隆 宮 野 誠 司

・欠席委員 3名

農業委員 2名

倉 成 保 彦 原 田 智 弘

農地利用最適化推進委員 1名

秋 山 誠

4. 事務局出席者

橋 本 事務局長 篠 田 次長 吉 田 係長 江 口 主査

5. 議 事

(1) 農地法関係

<議案>

議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第27号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第28号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について	92件
議案第29号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について	1件

<報告>

報告第54号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	7件
報告第55号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	10件
報告第56号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	1件
報告第57号	使用貸借権の解約について	2件
報告第58号	非農地証明願について	5件

(2) 一般議案 なし

6. 傍聴人 なし

事務局 それでは、会議の進行を部会長にお願いします。

議長 ただ今より、第 1 2 回西部部会会議を開催します。まず、出席委員の確認です。本日の出席委員は 1 8 名です。欠席の委員は、1 4 番の倉成委員、1 6 番の秋山委員と 2 0 番の原田委員の 3 名です。過半数の出席がありますので会議を始めます。

今回の署名委員は、6 番の大庭委員、8 番の田中委員です。よろしくお願ひします。

本日の部会会議はコロナウイルス感染防止対策のため、報告事項は簡略化し、事務局による読み上げは省略いたします。議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることとしますので、本部会の報告事項につきましては、ご承認願ひします。

会議を始めるにあたり、議案書の一部差し替えについて、事務局から説明があります。

事務局 (事務局より、議案書の一部差し替えについて説明)

議長 では、1 頁の議案第 2 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案 2 件です。

この件について、第 1 調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を大庭調査長より報告をお願いします。

調査長 議案第 2 6 号- 1 から 2 の 3 条許可申請について、ご報告いたします。

申請地 1 については、譲受人が季節野菜栽培を行う計画です。

また、申請地 2 については、譲受人が果樹栽培を行う計画です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上、ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、ご審議をお願いします。

議長 ご意見はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議は無いようですので、議案第 2 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することにします。

議 長

次に、2頁の議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」、本議案は委員会許可事案1件です。

この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を大庭調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第27号の5条許可申請についてご報告いたします。

申請地は、第1種農地及び第3種農地に該当しない「第2種農地」です。

転用期間は、許可後5年間です。

申請地については、周囲を山林などに囲まれ、道路と山林の谷間にあたり、耕作しづらい農地です。

具体的な被害防除については、

- ・法面は森林法等の手引きに従った法面勾配で土羽打ちを行い、種子等を散布します。

- ・水流については、排水管等や調整池を設置して放流量を調整した後に既設水路に放流します。なお、調整池は県の判断により、農地の一部として農地改良事業の中で取り扱っています。

- ・工事期間中は、農地改良範囲の下流部に仮設沈砂池を設け、土砂の流出を防ぎます。

隣接農地の所有者及び地元の水利権者の承諾を得ており、被害防除計画も十分であるため、転用については、特に問題はないと考えます。

以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

議 長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議は無いようですので、議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案どおり了承することにします。

議 長

次に、4頁から24頁の議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」、本議案は農用地利用集積計画のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を大庭調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第28号について、ご報告いたします。

農用地利用集積計画について、委員会において審査しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。

以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

議 長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議は無いようですので、議案第28号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」は、原案どおり了承することにします。

議 長

次に、25頁の議案第29号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」、本議案は農用地利用配分計画作成のため、市長が当委員会に意見を求めているものです。

この件について、第1調査委員会で事前審査をしましたので、その意見を大庭調査長より報告をお願いします。

調査長

議案第29号について、ご報告いたします。

農地中間管理事業の農用地利用配分計画について、委員会において審査しました結果、内容につきましては、異議なく承認相当であるという結論でございました。

以上、ご報告いたします。

議 長

ありがとうございました。それでは、ご審議をお願いします。

議 長

ご意見はございませんか。

(異議なし)

議 長

ご異議は無いようですので、議案第29号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見について」は、原案どおり了承することにします。

議 長

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。
他になければこれで農地法関係の議案等審議を終わります。

(意見なし)

議 長

それでは、一般議案に移ります。今回、一般議案及びその他の連絡事項はありません。

議 長

皆さまから何かありませんか。

(意見なし)

議 長

それではこれで、第12回西部部会会議を終了いたします。お忙しい中、ご出席ありがとうございました。